

令和 2 年第 5 回臨時会

一 宮 町 議 会 会 議 録

令 和 2 年 11 月 30 開 会

令 和 2 年 11 月 30 閉 会

一 宮 町 議 会

令和2年第5回一宮町議会臨時会会議録目次

第1号（11月30日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	2
開議の宣告	2
議会運営委員会委員長の報告	2
議事日程の報告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
閉会の宣告	7
署名議員	9

第 5 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

11 月 30 日 （ 月 ）

令和2年第5回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

令和2年11月30日招集の第5回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	3番	小	関	義	明	
4番	大	橋	照	雄	5番	鵜	沢	清	永	
6番	小	安	博	之	7番	袴	田		忍	
8番	鵜	野	澤	一	夫	9番	吉	野	繁	徳
10番	志	田	延	子	11番	森		佐	衛	
12番	藤	乗	一	由	13番	鵜	沢	一	男	

2. 欠席議員は次のとおり。

2番 内 山 邦 俊

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町 長	馬 淵 昌 也	副 町 長	川 島 敏 文
教 育 長	藍 野 和 郎	総 務 課 長	秦 和 範

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事 務 局 長 諸 岡 昇 書 記 関 谷 智 香 子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	議案第 1号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第四	議案第 2号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第五	発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

開会 午前10時01分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢一男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、ご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

近頃は朝晩の寒さが厳しくなってきましたので、風邪など引かぬよう十分に気をつけてくださいますよう、お願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の収束のめどがつきません。各自でしっかりと感染防止対策を行ってくださいますよう、併せてお願いをいたします。

なお、議場内での飛沫防止のため、アクリル板を設置いたしましたので、発言等は以前のように自席での発言といたします。どうぞご了承ください。

ただいまから令和2年第5回一宮町議会臨時会を開催します。

◎開議の宣告

○議長（鵜沢一男君） ただいまの出席議員数は12名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢一男君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本臨時会の運営についての発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員会委員長、11番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本臨時会に提案されるものは、条例の一部改正3件のみでございます。

よって、会期については本日1日といたしたいと思っております。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（鵜沢一男君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承を願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜沢一男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名をいたします。

1番、川城茂樹君、3番、小関義明君を指名します。以上兩名、よろしく願いいたします。

◎会期の決定

○議長（鵜沢一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定をいたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 日程第3、議案第1号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、議案第1号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例につきましては、10月に人事院から出されました期末手当0.05月分の引下げという勧告を受けて、本条例を改正するものでございます。

第1条でございますが、特別職の期末手当を定めている規程の条文でございます。

この中に、100分の225という表記がございますが、それを100分の220に改め、これによって100分の5引き下げるものでございます。

この第1条につきましては、公布の日から施行するものでございます。

第2条につきましては、先ほど1条で改正いたしました100分の220をまた100分の222.5に改めるものでございます。

これにつきましては、令和3年4月1日から施行する条文でございます、6月期と12月期、2期の期末を合わせて0.05月分引き下げることでございます。

説明は以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第3、議案第1号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 日程第4、議案第2号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、議案第2号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本件につきましても、人事院から勧告されました期末手当0.05月分の引下げに関する条例改正でございます。

第1条でございますが、本条例の第19条第2項及び第3項で100分の130と月数が決められておりますが、これを100分の125に改め、0.05月分引き下げるものでございます。

この本条例の規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

第2条につきましては、第1条で改正いたしました100分の125を100分の127.5に改め、6月と12月で合わせて0.05月分引き下げるよう規定を整理するものでございます。

第2条の規定につきましては、令和3年4月1日施行でございます。

第3条でございますが、一宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第8条第2項でございますが、これにつきましては、特定任期付職員の期末手当に関する規定でございます。

一般職の100分の130というものを、今現行では100分の170と読み替えておるところでございますが、これを元の一般職の100分の125に改正されたことを受けて、こちらも100分の165に100分の5引き下げるものでございます。

この特定任期付職員といえますのは、一宮町では該当がないわけなんですけど、高度の専門的知識を有する者として、弁護士であるとか、公認会計士など、そういった方を任期付職員として採用した場合に適用される規定でございます。

この第3条の規定につきましても、同じように公布の日から施行されるものでございます。

第4条につきましては、その他の規定と同様に、100分の5を2つに割りまして、100分の167.5ずつ、6月期と12月期合わせて0.05月引き下げるものでございます。

こちらの規定につきましても、令和3年4月1日から施行することとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第4、議案第2号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 日程第5、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

それでは、提出者として提案理由をご説明させていただきます。

発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、この議案を別紙にございますように、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提出者は一宮町議会議員、藤乗一由。賛成者、一宮町議会議員、袴田 忍、森 佐衛、大橋照雄。

令和2年11月30日提出。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

本発議案は、人事院及び千葉県人事委員会による勧告により、一般職と特別職の期末手当の引下げ、これが先ほど提案され可決したところです。

我々の議員報酬につきましては、報酬月額を改正する際には、第三者機関である特別職報酬審議会の意見を参考にし、また期末手当等の支給率の改正については、人事院や千葉県人事委員会の勧告に準じて改正を行ってまいりました。

今回の勧告では、民間の期末手当が4.46か月というものに対し、我々の場合4.5か月であり、この差を是正するために、特別職同様に0.05か月分の引下げを提案するものでございます。

改正内容につきまして、資料の裏面をご覧くださいますと、第1条は今年度の12月期末手当の支給率を100分の225から100分の220に改めるものです。年間の支給月額として、現在の4.5か月分から4.45か月分に引き下げ改正します。

第2条は、令和3年度からの支給率を6月、12月とも同率の100分の222.5に改めるものでございます。

年間の支給月額としては、今年令和2年度と令和3年度以降、これも4.45か月分に変更となるものではありません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものですが、第2条の規定につきましては、令和3年4月1日からの施行になります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（鶴沢一男君） 以上で、本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第5回一宮町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時15分